

飯塚市産婦健康診査事業実施要綱(令和5年飯塚市告示第74号)の一部を改正する告示を次のように定める。

令和7年12月8日

飯塚市長 武井政一

## 飯塚市産婦健康診査事業実施要綱の一部を改正する告示

改正後	改正前
(委託医療機関以外の医療機関で受診したときの助成及び手続等)	(委託医療機関以外の医療機関で受診したときの助成及び手続等)
第10条 (略)	第10条 (略)
2 前項の規定による手続は、対象者が産婦健康診査助成金交付申請書兼請求書に必要事項を記入し、次に掲げる書類を添えて、市長に申請するものとする。	2 前項の規定による手續は、対象者が産婦健康診査助成金交付申請書兼請求書に必要事項を記入し、次に掲げる書類を添えて、市長に申請するものとする。
(1) (略)	(1) (略)
<u>(2) (略)</u>	<u>(2) 母子健康手帳の産婦健診を受診したことが分かる部分の写し</u>
3・4 (略)	(3) (略)
3・4 (略)	3・4 (略)

### 附 則

この告示は、告示の日から施行する。